

# 住民税・所得税申告情報（第一回）

所得税の還付申告は、1月から税務署で受け付けています。

## 個人住民税の寄附金税額控除の対象範囲が拡大します

新たに、条例で指定した県内に事務所または事業所を有する法人等への寄附金が控除の対象となります。なお、平成24年1月1日以降に支払った寄附金について適用されます。

個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告等を行なうことが必要です。申告の際には、寄附をした際に受け取った「寄附金受領証明書（領収書）」を添付してください。

### ○富士見町で控除対象となる寄附金

- ・ふるさと納税など、地方自治体へ寄附したもの
- ・長野県共同募金へ寄附したもの
- ・日本赤十字社長野県支部へ寄附したもの
- ・条例で指定した法人等へ寄附したもの



## 所得税の還付申告について

次のような方は、還付を受けるために確定申告書を提出することができます。

- ①給与所得や退職所得のある方で、雑損控除・医療費控除・寄附金控除・住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- ②給与所得者で、年の途中で退職し年末調整を受けなかつたため、所得税を納めすぎている方
- ③予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなつた方など



確定申告の期間中は、申告会場が大変混雑します。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」による電子申告や郵送などを利用し、お早めに提出をお願いします。

- ◆国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>
- ◆所得税の確定申告期限 3月15日（金）

### 【確定申告書の提出先】

諏訪税務署 〒392-8610 諏訪市清水2丁目5番22号  
☎ 521-1390

※その他、対象となる法人等の名称などについては、お問い合わせください。

東日本大震災に関する国税相談 自動音声案内番号「0」  
一般的な国税相談（電話相談センター） 自動音声案内番号「1」  
税務署窓口での相談の予約等 自動音声案内番号「2」

## Q&A(よくある質問)

**Q1** 公的年金の収入のみですが申告しなくても大丈夫ですか?

**A1** 昨年より、400万円以下の公的年金収入のみであれば、所得税については原則として申告不要となりました。しかし、医療費控除、国民健康保険等の社会保険料控除、扶養控除等を受ける場合には、必ず申告してください。それらの控除の申告をすることにより、来年度の住民税の税額が下がる可能性があります。

**Q2** 還付申告はいつからできますか?

**A2** 税務署では1月4日(金)より受け付けていますので、なるべくお早めに申告されることをお勧めします。e-Taxを「利用の場合はe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)」にて受付時間をご確認ください。

**Q3** 源泉徴収票はいつ領届きますか?

源泉徴収票はいつ領届きますか?  
また、万が一、源泉徴収票を紛失してしまった場合はどうすればいいですか?

**A3**

1月中に事業所または、年金保険者等(日本年金機構等)よりお手元に届く予定です。※源泉徴収票は、申告の際に必ず必要になりますので大切に保管してください。  
なお、紛失してしまった場合は、必ず再発行してもらつてください。

給与の源泉徴収票 → 事業所などの勤め先

年金の源泉徴収票 → 日本年金機構などの年金保険者

【注意】源泉徴収票は役場では再発行できません。

## Q4

医療費について、どういった支払いがあれば控除を受けられるのでしょうか?

**A4** 所得が200万円未満の方は、所得の5%を超える医療費の支払額が控除対象となります。また、所得が200万円以上の方は10万円を超える医療費の支払額が控除対象となります。  
ただし、高額療養費や保険金などにより補てんされた分は除きます。

## 税理士会による無料申告相談

関東信越税理士会諏訪支部では、次のとおり無料申告相談を行います。

◆ 対象 給与所得者や年金を受給された方  
◆ 日程 2月4日(月)～2月8日(金)  
◆ 時間 午前10時～午後3時

◆ 相談会場

- ① 固谷市役所
- ② 茅野市役所議会棟(市役所北隣)



## 「給与支払報告書(個人別明細書)」について

◆ 提出期限 平成25年1月31日(木)【厳守】

お早めの提出にご協力を願います。

必要な方は、役場財務課に用紙がありますのでお越し下さい。

財務課 町税係 662-1111